

議案第93号

令和6年度松阪市松阪市民病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度松阪市松阪市民病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和6年度松阪市松阪市民病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

（追 加）

事 項	期 間	限 度 額
給食材料に係る契約	令和6年度～令和7年度	61,606千円

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

松 阪 市 長 竹 上 真 人

1 債務負担行為に関する補正調書

(追 加)

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 補 助 金	県 企業債	そ の 他
給食材料に係る契約	千円 61,606		千円	R6～R7	千円 61,606	千円	千円	千円 61,606

(病 院)